

平成二十九年十一月十七日受領
答 弁 第 二 九 号

内閣衆質一九五第二九号

平成二十九年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出公文書管理ガイドライン見直しにおいて確認前の文書も残すことに関する質問
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出公文書管理ガイドライン見直しにおいて確認前の文書も残すことに関する
質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「ある省庁が他省庁や民間企業などの外部組織と打ち合わせや協議をした内容を議事録に残す」
場合の対応の在り方については、内閣府において、公文書等の管理に関して優れた識見を有する公文書管
理委員会の委員の意見を踏まえながら、行政文書の管理に関するガイドライン（平成二十三年四月一日内
閣総理大臣決定）の見直しについて検討を進めているところである。